

平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

1 制定理由

児童福祉法の一部が改正され、条例に委任された家庭的保育事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を制定するものです。

2 条例の要点

児童福祉法第34条の16の規定に基づき、家庭的保育事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について必要な事項を定めるものです。

3 条例の構成

- (1) この条例の趣旨を定める。(第1条)
- (2) この条例における用語の意義を定める。(第2条)
- (3) この条例で定める最低基準の目的について定める。(第3条)
- (4) 最低基準の向上について定める。(第4条)
- (5) 最低基準と家庭的保育事業者等について定める。(第5条)
- (6) 家庭的保育事業者等の一般原則について定める。(第6条)
- (7) 保育所等との連携について定める。(第7条)
- (8) 家庭的保育事業者等と非常災害について定める。(第8条)
- (9) 家庭的保育事業者等の職員の一般的要件について定める。(第9条)
- (10) 家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等について定める。(第10条)
- (11) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について定める。(第11条)
- (12) 利用乳幼児を平等に取り扱う原則について定める。(第12条)
- (13) 虐待等の禁止について定める。(第13条)
- (14) 懲戒に係る権限の濫用禁止について定める。(第14条)
- (15) 衛生管理等について定める。(第15条)
- (16) 食事について定める。(第16条)
- (17) 食事の提供の特例について定める。(第17条)
- (18) 利用乳幼児及び職員の健康診断について定める。(第18条)
- (19) 家庭的保育事業等内部の規程について定める。(第19条)
- (20) 家庭的保育事業所等に備える帳簿について定める。(第20条)
- (21) 秘密保持等について定める。(第21条)
- (22) 苦情への対応について定める。(第22条)
- (23) 家庭的保育事業の設備の基準について定める。(第23条)
- (24) 家庭的保育事業の職員について定める。(第24条)
- (25) 家庭的保育事業の保育時間について定める。(第25条)
- (26) 家庭的保育事業の保育の内容について定める。(第26条)
- (27) 家庭的保育事業の保護者との連絡について定める。(第27条)
- (28) 小規模保育事業の区分について定める。(第28条)
- (29) 小規模保育事業A型の設備の基準について定める。(第29条)
- (30) 小規模保育事業A型の職員について定める。(第30条)
- (31) 小規模保育事業A型に係る規定の準用について定める。(第31条)
- (32) 小規模保育事業B型の職員について定める。(第32条)
- (33) 小規模保育事業B型に係る規定の準用について定める。(第33条)
- (34) 小規模保育事業C型の設備の基準について定める。(第34条)
- (35) 小規模保育事業C型の職員について定める。(第35条)
- (36) 小規模保育事業C型の利用定員について定める。(第36条)

- (37) 小規模保育事業C型に係る規定の準用について定める。(第37条)
- (38) 居宅訪問型保育事業の保育について定める。(第38条)
- (39) 居宅訪問型保育事業の設備及び備品について定める。(第39条)
- (40) 居宅訪問型保育事業の職員について定める。(第40条)
- (41) 居宅訪問型保育連携施設について定める。(第41条)
- (42) 居宅訪問型保育事業に係る規定の準用について定める。(第42条)
- (43) 事業所内保育事業の利用定員の設定について定める。(第43条)
- (44) 事業所内保育事業の設備の基準について定める。(第44条)
- (45) 保育所型事業所内保育事業の職員について定める。(第45条)
- (46) 保育所型事業所内保育事業の連携施設に関する特例について定める。(第46条)
- (47) 保育所型事業所内保育事業に係る規定の準用について定める。(第47条)
- (48) 小規模型事業所内保育事業の職員について定める。(第48条)
- (49) 小規模型事業所内保育事業に係る規定の準用について定める。(第49条)
- (50) この条例に定めるもののほか家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、市長が定めることを定める。(第50条)
- (51) この条例の施行期日を定める。(附則第1項)
- (52) この条例の制定に伴う経過措置を定める。(附則第2項～第5項)